



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年 9月12日 火曜日 第2908号外2

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）..... 1

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1191

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 9月12日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>（伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第4条</b> 条例第5条に定める「伝染病防疫作業従事職員」とは、本務として防疫作業に従事する職員の外、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員をいう。</p> <p>（災害応急作業等手当）</p> <p><b>第34条の4</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>（手当の額の特例）</p> <p><b>第35条</b> 省略</p> <p>2 条例附則第5項各号の作業に従事した時間を通算した時間が1日について4時間に満たない場合における同項第2号ア又は第3号ア _____ の作業に係る災害応急作業等手当の額は、第34条の4第4項第1号又は第5項第1号 _____ の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。</p> <p><b>様式第18号</b>（第39条関係） 災害応急作業等従事簿</p> <p>様式第18号（その1） 省略</p> <p>様式第18号（その2） 省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td style="width: 10%;">省略</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>規則第34条の4第3項</td> <td>規則第34条の4第4項</td> <td>規則第34条の4第5項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略	省略										規則第34条の4第3項	規則第34条の4第4項	規則第34条の4第5項							<p>（伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第4条</b> 条例第5条に定める「防疫作業従事職員 _____」とは、本務として防疫作業に従事する職員の外、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員をいう。</p> <p>（災害応急作業等手当）</p> <p><b>第34条の4</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 条例附則第5項第4号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 条例附則第5項第4号アの作業は、6,600円</p> <p>(2) 条例附則第5項第4号イの作業は、1,330円</p> <p>7 条例附則第5項第5号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 条例附則第5項第5号アの作業は、5,000円</p> <p>(2) 条例附則第5項第5号イの作業は、1,000円</p> <p>（手当の額の特例）</p> <p><b>第35条</b> 省略</p> <p>2 条例附則第5項各号の作業に従事した時間を通算した時間が1日について4時間に満たない場合における同項第2号ア、第3号ア、第4号ア及び第5号アの作業に係る災害応急作業等手当の額は、第34条の4第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号又は第7項第1号の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。</p> <p><b>様式第18号</b>（第39条関係） 災害応急作業等従事簿</p> <p>様式第18号（その1） 省略</p> <p>様式第18号（その2） 省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td style="width: 10%;">省略</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>規則第34条の4第3項</td> <td>規則第34条の4第4項</td> <td>規則第34条の4第5項</td> <td>規則第34条の4第6項</td> <td>規則第34条の4第7項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略	省略										規則第34条の4第3項	規則第34条の4第4項	規則第34条の4第5項	規則第34条の4第6項	規則第34条の4第7項				
省略	省略																																								
	規則第34条の4第3項	規則第34条の4第4項	規則第34条の4第5項																																						
省略	省略																																								
	規則第34条の4第3項	規則第34条の4第4項	規則第34条の4第5項	規則第34条の4第6項	規則第34条の4第7項																																				

第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 1 号	第 2 号	第 1 号	第 2 号
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
				省略			

備考 省略  
様式第18号（その3） 省略

				項		項		項		項	
第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 1 号	第 2 号	第 1 号	第 2 号	第 1 号	第 2 号	第 1 号	第 2 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				省略							

備考 省略  
様式第18号（その3） 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。